

告示

埼玉県告示第百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

旧東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 所沢市商業振興条例の規定に基づき、市、産業団体等が行う商業振興施策への積極的な協力及び商店街の活性化を図るため、その中心的な役割を果たす商店会への加入等に努めるとともに、積極的に商工会議所や地域商業者との連携事業への協力をお願いします。
- (2) 「所沢市地域がつながる元気な自治会等応援条例」の趣旨に則り、自治会等の活動への参加及び協力を努めてください。
- (3) 所沢市に居住する従業員が地域の自治会等へ加入し、活動に参加することへの理解と業務の調整などをお願いします。
- (4) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、別紙「主な環境関連法令確認事項」を参考にして、事前に必要な届出・相談等を遺漏のないよう行っていただきたい。
- (6) 騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に規定する騒音規制を遵守して下さい。

二 縦覧期間

令和二年三月三日から令和二年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター